

## 主文

被告人を懲役4年に処する。  
未決勾留日数中90日をもその刑に算入する。

## 理由

### (罪となるべき事実)

被告人は、大阪府大阪市 a 町 b 丁目 c 番 d 号に本店を置き、女性用性商品卸売業等を目的とする A 株式会社の代表取締役として同社の業務全般を統括していたものであるが、同社従業員 B らと共謀の上、

第1 同社の業務に関し、不正の目的をもって、平成18年5月29日ころから平成19年6月18日ころまでの間、前後327回にわたり、同市 f 丁目 g 番 h 号所在の同社社屋において、普通以下の容姿の男性25名に関する経歴書類に「よりすぐりのイケメン」（イケメンとは容姿の優れた男性の意）等と記載し、これらの性商品が真正イケメン（生まれつきの天然イケメンの意）であるかのように表記し、商品の品質及び内容について誤認させるような表示をした上、その表示をした男性らを、平成18年5月30日ころから平成19年6月19日ころまでの間、前後331回にわたり、大阪府大阪市 i j 番地所在の株式会社 C ほか15か所に発送して引き渡し、もって不正競争を行った

第2 普通以下の容姿の男性を真正イケメンと偽って販売し、その代金名下に金員を詐取しようとして、平成18年6月5日ころから平成19年5月上旬ころまでの間、前後14回にわたり、株式会社 C ほか2社の代金支払決定権者である同社総務課主任（平成18年8月から同社総務課長）D ほか3名に対し、真実は、普通以下の容姿の男性に化粧を施し、ファッション用のカツラをかぶせ、お洒落な服を着せるなどして偽装イケメンを製造した上、これらの男性らが真正イケメンであるかのように表記して引き渡したにもかかわらず、その事情を秘し、各社からの注文どおり真正イケメンを引き渡したかのように装って、その販売代金として合計3926万9453円を請求し、同人らをしてその旨誤信させ、よって、平成18年6月30日ころから平成19年5月31日ころまでの間、前後14回にわたり、同人らの指示を受けた株式会社 C ほか2社の従業員から、大阪市 k 町 l 丁目 m 番 n 号所在の株式会社 E 銀行 F 支店ほか1か所に開設した A 株式会社名義の当座預金口座に合計3926万9453円の振込入金を受け、もってそれぞれ人を欺いて財物を交付させたものである。

(法令の適用)

### 罰 条

判示第1の行為

包括して、刑法60条、不正競争防止法22条1項、21条2項1号、2条1項13号

判示第2の各行為

いずれも刑法60条、246条1項

### 刑 種 の 選 択

判示第1の罪

所定刑中、懲役刑を選択

併 合 罪 の 処 理

刑法45条前段、47条本文、10条

未 決 勾 留 日 数 の 算 入

刑法21条

(量刑の理由)

本件は女性用性商品卸売等を行う A 株式会社の代表取締役であった被告人が従業員らと共謀

の上、普通以下の容姿の男性の経歴書類に真正イケメンなどと記載して、商品の品質及び内容を誤認させるような表示をし、これを取引業者に引き渡したという不正競争防止法違反（判示第1）と、取引業者に対し、同様の偽装イケメンを引き渡したにもかかわらず、この事情を秘して代金請求をし、販売代金合計3926万円余りを詐取したという詐欺（判示第2）の事案である。

被告人は、Aを設立した当初、性風俗店等を主な取引先としており、男性を採用後に加工する際、商品用にできない端材が多く生じていたため、くず男などと呼ばれるこれらの端材を処理しかねていたところ、女性は相対的に知能程度が低いためばっと見ただけでは偽装であるとわからないなどと考え、同社設立の数年後には、商品の中に、化粧やカツラ、服装で容姿をごまかした偽装イケメンを混ぜるようになった。そして、小口の性風俗店を中心としていた取引先を、ファッション等を重視する性風俗店等に変えていき、さらには、大手の会社にまで拡大させていく中で、Aの売上げや利益を上げるべく、偽装イケメンを大量に製造し販売するようになっていった。本件各犯行は、かねてからAにおいて行われてきた、このような性商品の偽装行為の一環である。

被告人は、取引業者や最終的に男性を口にする一般女性消費者などを何ら顧慮することなく偽装が容易な男性等を利用し、安価な原材料費で多額の売上げを得て会社及び自己の利益を図ろうとしたものであり、結局のところ、その動機は極めて利欲的かつ自己中心的というほかに厳しい非難を免れない。この点につき被告人は、取引業者が求める安い単価に応えるためには、偽装イケメンを混ぜるほかになく、その要望を断り難かったなどと供述するが、価格交渉を尽くすなど他の適法な手段を採り得たのはいうまでもなく、この点は特に酌量すべき事情とはいえない。また、弁護人は、被告人は安価に製造でき、手頃であると世間一般で評判の「雰囲気イケメン」（真実イケメンではないがみようによってはイケメンにみえる男性）を供給しようという考えから偽装イケメンを混ぜたもので、暴利を得ようとか、不正な利益で会社を維持していこうなどと考えていなかった旨指摘するが、本件各犯行に至る経緯、犯行態様等にかんがみれば、利欲目的の犯行であることは明らかである。

犯行態様をみても、普通以下の容姿の男性に化粧を施し、ファッション用のカツラや洒落た服装まで着せて、原型をとどめない容姿に変身させており、あたかも特殊メイクのごとき人工的加工であり、人の容姿の自然性に対する侮辱というほかになく、その大胆さ、悪質さは際立っており、単なるよそおいの域を逸脱した異常なものというべきである。また、男性であるにもかかわらず眉毛を抜き、ヒゲを剃って中性さを醸し出そうとするいわゆる「フェミニン加工」という手法にいたっては、通常人の心情を逆なでするような気色悪い雰囲気を醸し出すものであり、男女の別に関する健全な性風俗に反している。さらに、商品である各々の男性は、発覚を防止するため、社の命令で、親類や友人にも偽装であることを秘し、カツラについてはあたかも地毛のごとくふるまい、ガールフレンドによる抜き打ち検査の際にもカツラであることを徹底的に隠蔽しており、その手口は徹底的かつ巧妙である。

しかも、本件偽装表示は1年余りの間に合計300回以上、本件詐取行為も1年近くの間合計14回と、いずれも長期間・多数回にわたって繰り返されたものである。

犯行の結果をみると、偽装表示をした男性の総数は合計約13万人、騙し取った金員は3926万円余りと多量・多額である。そればかりか本件の発覚を契機として、取引業者にあっては、信用が傷つけられ、商品の回収等で多額の損失を被っている。また、偽装表示をした男性の人数、取引先に性商品加工会社を含んでいたというAの性風俗業界における地位や立場等からすれば、本件各犯行は、性風俗業界での公正な競争を害したのみならず、一般消費者に性商品の表示に対する不安を抱かせるとともに、性の安全への信頼を根幹から揺るがしたことは明らかである。本件は、表示を信頼した多数の関係者や一般消費者を裏切る著しく背信的な犯罪というべきである。取引業者が、金銭的な損害のみならず、長年の努力によって獲得したブランドに対する信頼が一瞬のうちに崩れ去ってしまったといっても過言ではないなどとして、厳罰を望んでいるのも当然である。

本件の犯情は非常に悪い。

とりわけ、本件各犯行は、会社ぐるみで敢行された大規模かつ組織的犯行であるところ、代表取締役である被告人が、長年の経験により培った専門的知識を悪用し、率先して偽装方法を発案し、従業員に具体的に指示するなど、自らが中心となって主導したものである。さらに、被告人は、新聞報道により犯行が発覚した後、偽装に使用していた男性数名に恫喝を加えて口封じを行い、罪証隠滅を図るなどしており、犯行後の情状も芳しくない。

被告人は、性商品の調達・加工に携わる者として性の安全に関する規範意識が強く求められる立場にありながら、本件各犯行を行っていたばかりか、当公判廷において、取引業者の要望を断り難かった、工場間取引には表示義務がなかったなどと述べており、自らの行為、その結果や及ぼした社会的影響を真摯に省みて悔悟する姿勢はあまりみられず、罪障感に乏しいと指摘されてもやむを得ない。

以上からすれば、被告人の刑事責任は相当重い。

他方で、本件の不正競争防止法違反と詐欺とは、罪数評価としては併合罪の関係にあるものの、偽装イケメンの製造・表示・販売という流れの中で行われ、関連していること、Aは偽装イケメンの取引による利益のみに依存していた会社ではないこと、被告人は、上記のように未だ罪障感に乏しい面があるものの、捜査・公判を通じて事実を全て認めた上で、反省の弁を述べていること、誠に自業自得とはいえ、本件の発覚により、新聞等で大きく報道されるなど一定の社会的制裁を受けていること、その他被告人の年齢など、被告人のために酌むべき事情も認められる。そこで、以上の諸事情を総合勘案した結果、主文の刑を量定した。よって、主文のとおり判決する。

( 求刑・懲役 6 年 )

平成 2 0 年 1 月 1 9 日  
大坂地方裁判所刑事第 1 部

裁判長裁判官 山根 理

裁判官 齊藤 圭吾

裁判官 俣美 家筈